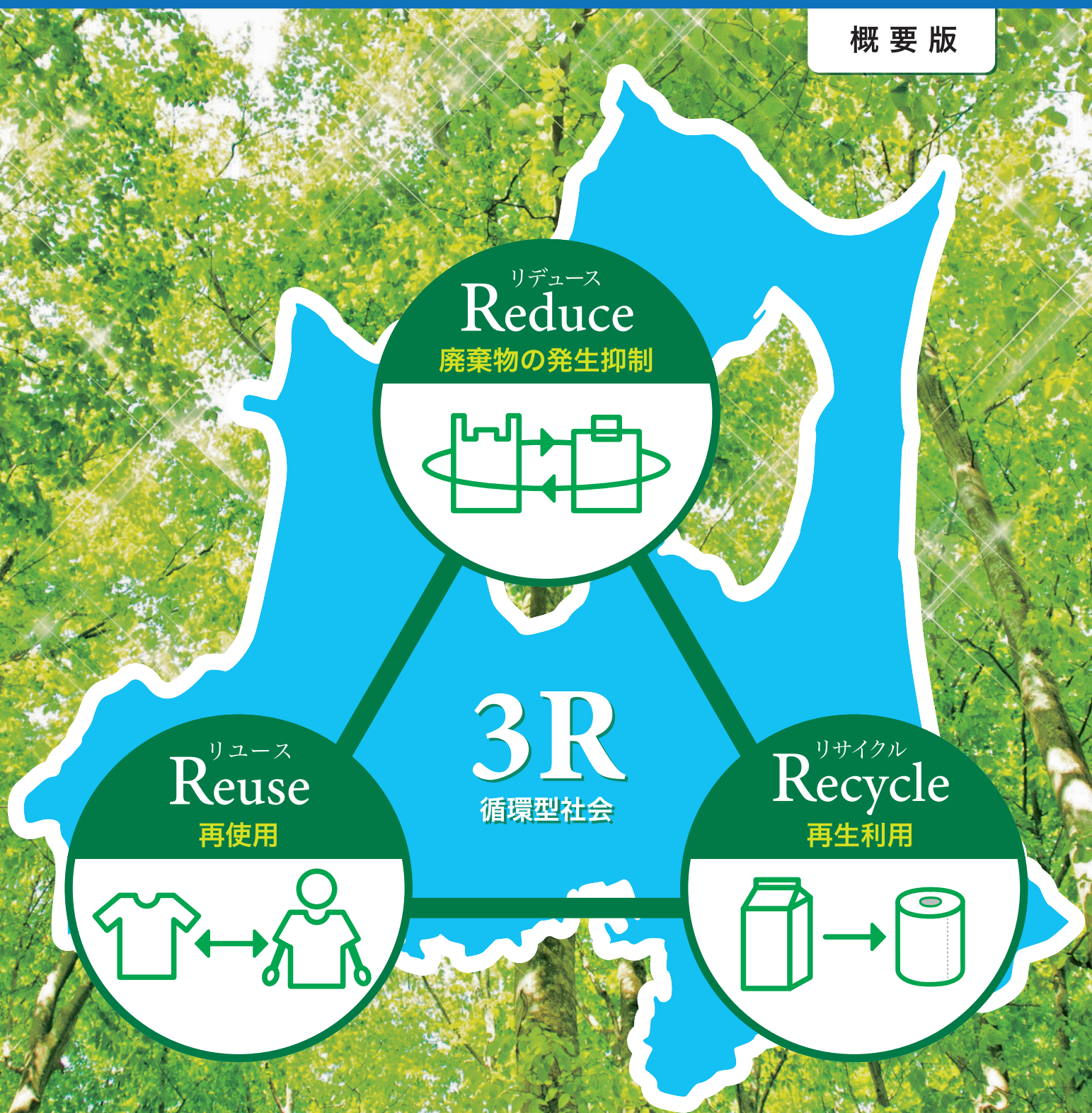


第4次 青森県循環型社会形成推進計画

概要版



令和3年3月
青森県



もったいないあおもり
県民運動キャラクター「エッコー」

計 画 の 概 要

✦ 策定の趣旨

県では、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減が図られる、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

本計画は、2015（平成27）年に国連で国際社会全体の普遍的な目標として採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のうち、次の目標達成にも貢献します。

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう



また、取組の推進に当たっては「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を大切にします。

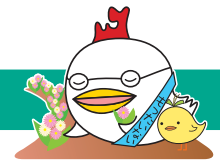
✦ 計画の性格と位置付け

本計画は、目指すべき循環型社会のイメージ及び循環型社会を実現するための目標を定め、県、市町村、事業者、県民等の各主体が果たすべき役割と取組を示したものであり、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」や、「青森県環境計画」を上位計画とするほか、次のように位置づけています。

- ① 廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」
- ② 循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会の形成に関する施策を定める計画」
- ③ 食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」
- ④ 本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示す「ごみ処理広域化・集約化計画」

✦ 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年です。



目指すべき循環型社会のイメージ

✦ 本県が目指す循環型社会のイメージ

本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージします。

本県における循環型社会形成の推進のためには、県民、事業者、各種団体、行政などの各主体が、この共通のイメージを持ち、連携しながら3R等に取り組むことが必要です。

「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

「もったいない」の考え方に即したライフスタイルやビジネススタイルが、県民や事業者に広く浸透し、一人ひとりが意識しなくても当たり前のように行われることで、ごみの減量やリサイクルが促進されていきます。

地域の特性を活かした地域循環共生圏の形成

それぞれの地域が特性を活かし、地域の資源を自立循環させる分散型の社会を形成しつつ、地域の強みと弱みを近隣地域と相互に連携して補い合う広域的なネットワークである「地域循環共生圏」が形成され、資源の循環や地域の活性化等が実現されていきます。

環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

事業者は、企業活動に伴う廃棄物の排出抑制や、再生利用等がしやすい製品開発など、環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図ることにより、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たしていきます。

自然との共生と適正な物質循環の確保

環境へのマイナスの影響を少なくするための配慮や、自然との共生と適正な物質循環の確保などの環境保全の取組が新たな成長要因としてとらえられ、持続可能な社会がつくられていきます。



循環型社会形成のための目標

✦ 一般廃棄物処理の目標

- ・令和7年度の1人1日当たりの排出量を、生活系ごみ**640g**、事業系ごみ**300g**、計**940g**とする。
- ・令和7年度の行政回収量に係るリサイクル率を**17.0%**とし、民間回収量をあわせた県全体の資源回収量から算出されるリサイクル率を**34.0%**にする。
- ・令和7年度の1人1日当たりの最終処分量を**85g**とする。

✦ 産業廃棄物処理の目標

- ・令和7年度の排出量を平成30年度（316万2千t）より約0.4%増の**317万4千t**とする。
- ・令和7年度の再生利用量を平成30年度（152万t）より約0.3%増の**152万4千t**とする。
- ・令和7年度の最終処分量を平成30年度（7万1千t）より約1.4%減の**7万t**とする。

✦ 関連目標

食品ロスの削減目標等（目標年次：令和12年度）

- ・令和12年度の一般廃棄物における可燃ごみ中の未使用食品と食べ残しの割合の合計を、令和元年度比で半減させる。
- ・令和12年度までに、食品ロス問題を認知してその削減に取り組む県民の割合を80%とする。

災害廃棄物処理対策の推進目標等（目標年次：令和5年度）

- ・令和5年度までに、県内全ての市町村において災害廃棄物処理計画が策定される。

バイオマスの活用目標

本県の農林水産業から発生する多様なバイオマスの種別ごとに令和7年度の活用目標を設定します。

計 画 の 推 進



✦ 推進体制

事業者団体、NPO、各種団体、行政等で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において県民総参加で「3Rの推進」と「地球温暖化対策の推進」に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、循環型社会の創造に努めます。

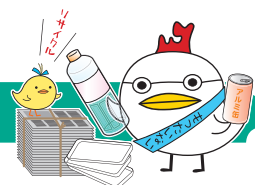
また、県においては庁内関係各課で組織する「青森県循環型社会推進庁内連絡会議」等により各部局の施策の調整を図り、連携・協力しながら計画的に取組を推進します。

✦ 進行管理

一般廃棄物や産業廃棄物の毎年度の排出量や処分量等の把握に努め、目標の達成状況や各種施策の取組状況について点検します。

これらの状況については、「青森県環境白書」や県のホームページなどで、適宜公表するとともに、「青森県循環型社会形成推進委員会」において、施策の取組状況や本県のごみ処理の課題等について検討します。

循環型社会形成に向けた現状と課題



✦ 一般廃棄物の現状と課題

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する生活系ごみと、オフィスや飲食店などから発生する事業系ごみのほか、し尿があります。

県全体の排出量で見ると、一般廃棄物のごみのうち、生活系ごみが約3分の2、事業系ごみが約3分の1を占め、家庭から排出されるごみの割合が多くなっています。

平成30年度における本県のごみ総排出量は47万3,715 tで、県民1人1日当たりのごみ排出量は1,002 gと、全国値の918 gより84 g多く、全国43位となっています。

県民1人1日当たりのごみ排出量は近年減少傾向にあります。生活系ごみと事業系ごみのいずれで見ても全国値を約40 g上回っていることから、排出抑制に向けた一層の取組が必要です。

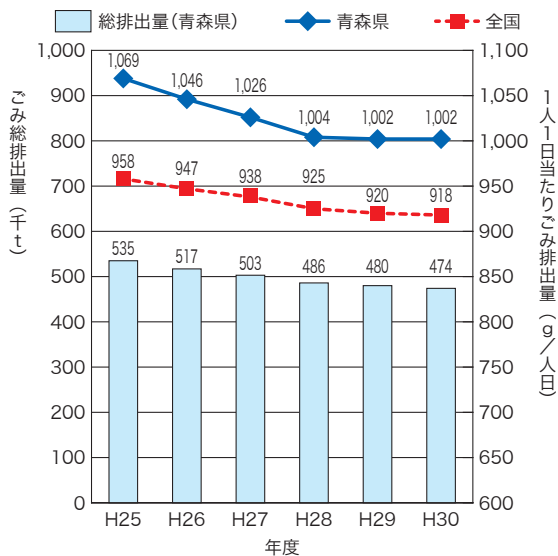


図1 排出量の推移

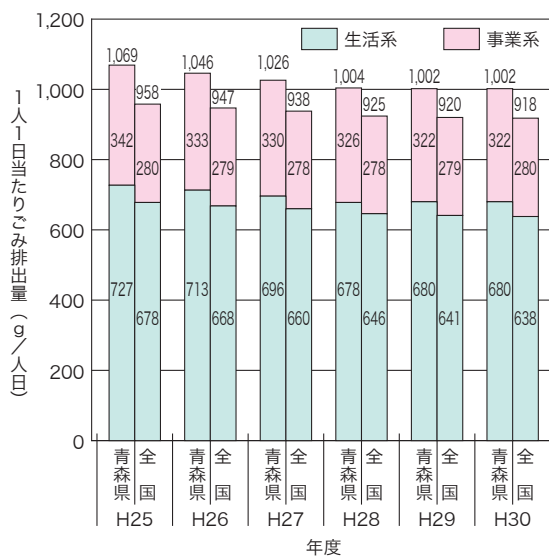


図2 1人1日当たりの生活系ごみと事業系ごみの比較

平成30年度における本県のごみの総資源化量は6万8,581 tで、リサイクル率は14.5%と、全国値の19.9%よりも5.4ポイント低く、全国42位となっています。

なお、県が独自に調査している民間事業者によるスーパー等の店頭等での資源回収量は、平成30年度で10万1,304 tとなっており、それを含めた県全体としてのリサイクル率は29.6%となります。

本県のリサイクル率が全国値より低い要因の一つとして、紙類の資源化量が全国値の7割、プラスチック類では同4割という状況にあることがあげられます。

このため、可燃ごみの14.3%を占めている資源化可能な紙類について、分別徹底と回収強化に取り組むとともに、資源化が進んでいない容器包装以外のプラスチック製品等についても、資源化に向けた検討が必要です。

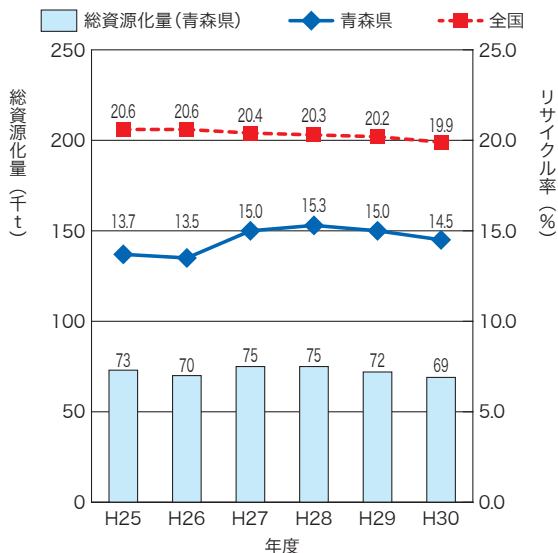


図3 総資源化量とリサイクル率の推移

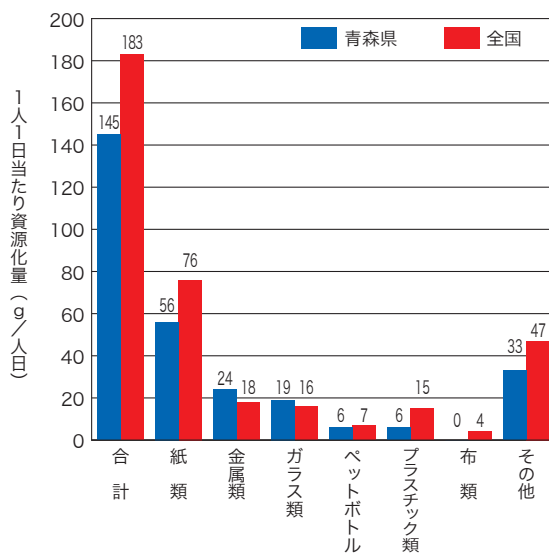


図4 1人1日当たり資源化量の種類ごとの比較

✦ 産業廃棄物の現状と課題

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類のをいい、本計画では、事業活動から発生する副産物も含みます。

平成30年度における本県の産業廃棄物の排出量は316万2千tで、前回調査時（平成25年度）より21万3千t増加しています。

なお、種類別では汚泥（主に製造業から排出）が最も多く、次いでがれき類（主に建設業から排出）となっており、この2種類で全体の87.2%を占めています。

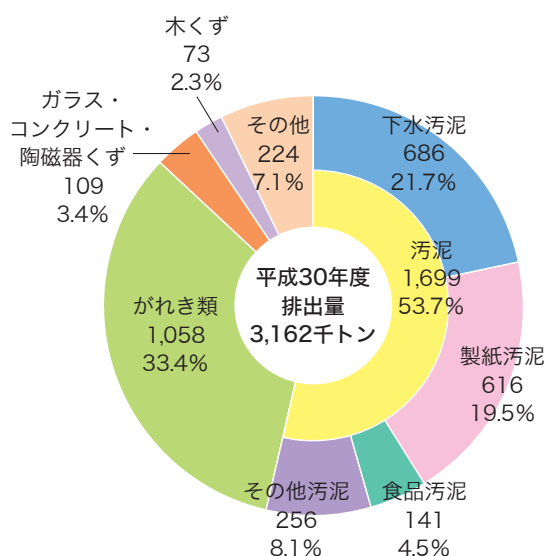


図5 種類別の排出量

平成30年度における本県の産業廃棄物の再生利用量は152万t、再生利用率は48.1%であり、再生利用量は前回調査時（平成25年度）より11万9千t増加しています。

なお、再生利用量を種類別で見るとがれき類と汚泥が多く、この2種類で全体の79.2%を占めています。

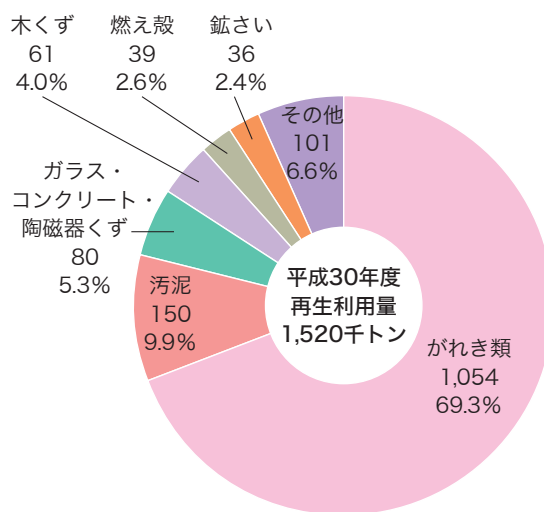


図6 種類別の再生利用量

平成30年度における本県の産業廃棄物の最終処分量は7万1千tであり、前回調査時（平成25年度）より1万t増加しています。

なお、種類別ではガラス・コンクリート・陶磁器くず、汚泥、燃え殻の割合が多くなっています。

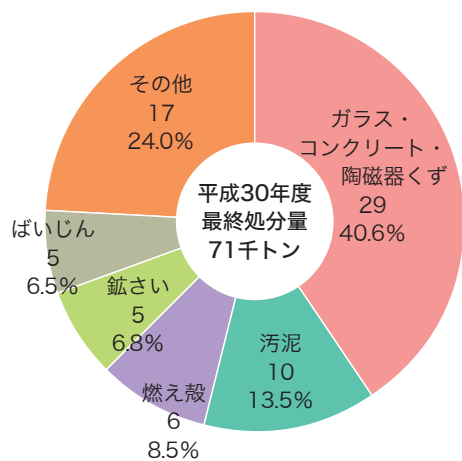


図7 種類別の最終処分量

令和元年度における本県の産業廃棄物の不法投棄等の総発見件数は40件であり、うち解決件数は26件となっています。

なお、不法投棄は全て排出事業者によるものであり、その多くが建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物となっています。

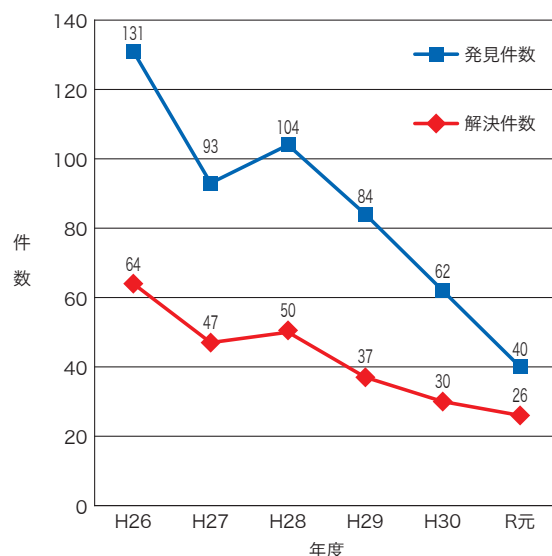
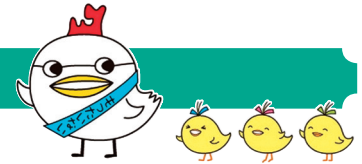


図8 不法投棄等の総発見件数等

施策の方向性と各主体の役割・取組



✦ 施策の方向性

基本方向

循環型社会の形成を推進していくためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、廃棄物となったものについては再使用（リユース）及び再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル（リサイクル））の3Rを促進し、循環利用ができないものについては、適正に処分することが施策や各主体の取組の基本となります。

県と市町村は、それぞれの立場に応じた各主体間のコーディネーターとして、適切な役割分担の下、施策の推進に取り組んでいかなければなりません。

加えて、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体も、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標の実現を目指して取り組んでいくことが必要です。

計画期間中の重点取組

近年の国内外における諸課題や、プラスチックごみ、食品ロス及び資源化可能な紙類が本県の一般廃棄物の可燃ごみ中に占める割合が大きいこと等を踏まえ、3Rの一層の推進に向けて、重点取組を設定し、各主体がそれぞれの役割の中で、互いに連携しながら重点的に取組を進めていきます。

- プラスチック資源循環の推進
- 食品ロス削減対策の推進
- 行政・民間事業者等各主体の連携強化



プラエコ忍者
プラごみゼロ蔵

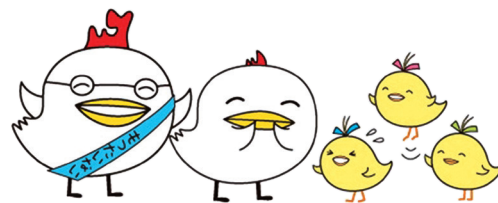


青森県食品ロス削減キャラクター
「ゴミヘルズ」

✦ 県の役割・取組

県は、この計画を推進するため、全県的・広域的な取組のコーディネーター及び主体として、次の施策に取り組むとともに、自らも事業者・消費者として、環境への負荷の少ない事務・事業の執行などにより、県民等のモデルとなるよう率先して3Rに取り組めます。

- 1 重点取組の推進
- 2 一般廃棄物の3Rの推進
- 3 産業廃棄物の3Rの推進
- 4 リサイクル関連産業の振興
- 5 環境公共の推進
- 6 廃棄物の適正処理の推進
- 7 不法投棄等防止対策の推進
- 8 環境教育・環境学習の推進

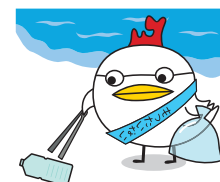


✦ 市町村の役割・取組

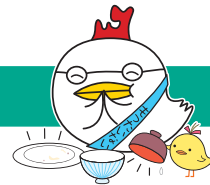
市町村は、その区域内における一般廃棄物の3R及び適正処理を推進するとともに、自らも事業者、消費者として、循環型社会の形成に向けた行動に率先して取り組むことが求められます。

また、住民や事業者に3Rの具体的な取組方法を周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促すとともに、地域の民間団体や事業者などと協力して、地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けて、施策を総合的かつ計画的に進めます。

- 1 重点取組の推進
- 2 地域特性に応じた3Rの推進
- 3 一般廃棄物処理の計画的な取組の推進
- 4 環境教育・環境学習の推進



食品ロス削減対策の推進



✦ 現状及び基本的な方向

食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は、家庭系食品ロス量は284万 t、事業系食品ロス量は328万 t、全体では年間612万 tと推計（平成29年度）されており、国民1人1日当たりでは、茶碗約1杯分のご飯の量に相当する約132 gとなっています。

一方、本県においては、生活系食品ロス量は約2万9,280 t（平成30年度）、事業系食品ロス量は5万6,285 t（令和元年度）と推計され、全体では8万5,565 t（参考値）となっています。県民1人1日当たりでは、生活系が約62 g（全国値約61 g）、事業系では約120 g（同約71 g）となり、合計は約182 g（参考値）と、全国値を上回っています。

基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての県民・事業者等がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性やそれぞれに期待される役割等を理解し、具体的な行動に移すことが求められています。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、県民総参加で食品ロスの削減を推進していきます。

✦ 各主体の取組

食品ロスの削減は、流通や小売を含む、生産から消費に至るまでの各段階の全体として取り組むべき課題です。消費者や食品関連事業者等が、それぞれの役割と行動を理解して実践すると同時に、消費者と食品関連事業者等とのコミュニケーションを活性化することが重要です。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、県や市町村も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されることが期待されます。

県の取組

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 県民への普及啓発 | 2 食品関連事業者等の取組に対する支援 |
| 3 表彰 | 4 実態調査等の実施 |
| 5 情報の収集及び提供 | 6 未利用食品を提供するための活動の支援等 |

市町村の取組

より生活に身近な市町村においては、食品ロス削減に向けた県の具体的な取組に呼応した取組を推進するとともに、それぞれの地域の特性に応じた取組を推進します。

持続可能なごみ処理体制の整備推進



✦ 災害廃棄物処理対策

県は、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）に基づき、市町村が行う災害廃棄物対策に対して技術的な援助を行うほか、平常時においても、市町村災害廃棄物処理計画策定の支援、関係機関・関係団体と連携した災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理の核となる人材の育成を進めます。

✦ ごみ処理広域化・集約化に向けた方針

本県のごみ排出量等は、人口減少や少子高齢化の進行により将来にわたり減少が見込まれますが、一方で、地域における廃棄物処理の非効率化等も懸念されることから、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。このため、県内を6つの広域ブロックに分け、ブロック内のごみ処理体制を将来的にも持続可能なものとするため、本計画で各区域内の市町村等によるごみ処理の広域化・集約化に向けた検討の方針を示しています。

3R推進のためにできること



✦ 家庭での3R推進

発生抑制（リデュース）の推進

- ・マイバッグやマイボトル等を持参し、レジ袋など使い捨て容器の使用は辞めます。
- ・詰替商品や長期間使用可能、修理可能な商品を購入します。
- ・賞味期限や消費期限を意識して、食材の使いきりや、料理の食べきりを実践します。
- ・生ごみは、コンポストを利用し堆肥化して活用するほか、水切りを徹底します。



再使用（リユース）の推進

- ・フリーマーケットやリサイクルショップなどを積極的に活用します。
- ・リターナブル容器を使用します。



再生利用（リサイクル）の推進

- ・リサイクル製品を選択して購入します。
- ・使用済となった際のリサイクル等にまで配慮された製品を選択するようにします。
- ・ごみを出すときは、市町村の分別ルールに従ってきちんと分別して出します。
- ・地域の集団回収やスーパーなどの店頭回収を利用します。
- ・家電製品や小型電子機器等のリサイクルに協力します。



ごみの適正な処理等の推進

- ・地域の清掃活動等に積極的に参加します。

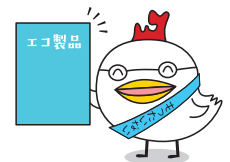
✦ 事業所での3R推進

発生抑制（リデュース）の推進

- ・製品の長寿命化や省資源化が図られるよう、製品の設計段階から配慮します。
- ・廃棄物が少なくなるよう生産工程等を工夫します。
- ・流通過程で使用する梱包材や販売の際に使用する容器等について、可能な限り削減するようにします。
- ・使い捨て製品の製造を自粛するほか、修理や機能性向上などのサービスの提供を行います。
- ・規格外の農林水産物や食品原料、食品の端材や形崩れ品等の有効利用を促進します。
- ・流通過程全体としての適正受注や、消費者が使いきり（食べきり）やすい工夫を推進します。

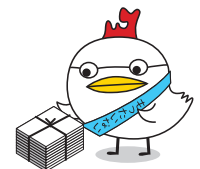
再使用（リユース）の推進

- ・使用済となった製品や部品を再使用します。
- ・容器包装資材などは繰り返して使用します。



再生利用（リサイクル）の推進

- ・ごみはきちんと分別し、紙類などは資源回収の仕組みを積極的に活用します。
- ・製品が使用済となった際には容易に分別でき、リユース又はリサイクルが可能な製品の開発や製造等に取り組めます。
- ・循環資源、再生品を製品の原材料等として使用します。
- ・使用済となった製品の回収ボックス等を設置します。
- ・リサイクル製品を販売します。



ごみの適正な処理等の推進

- ・製品等が廃棄物として処理される際等に環境に大きな影響を与えないよう、環境への影響の少ない素材の開発や、こうした素材への転換などに取り組めます。
- ・リサイクルが困難な物や再生利用できない物については適正に処分します。
- ・従業員に対する環境意識の向上や環境教育の充実に努めます。

青森県環境生活部環境政策課

電話 017-734-9249 (直通)

FAX 017-734-8065

E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kankyo/econavi/>